

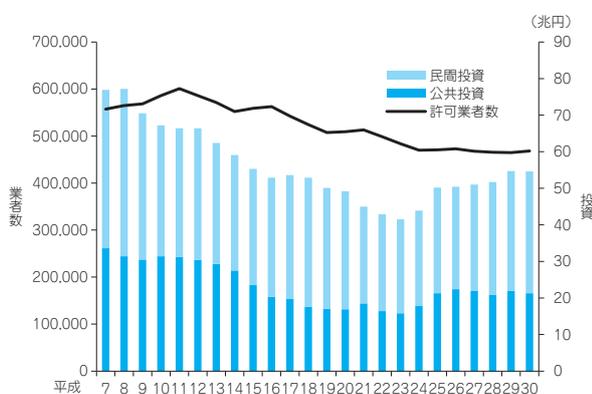
香川県土木部の 「働き方改革」について

香川県 土木部 土木監理課
技術企画課

1. 香川県の建設業界を取り巻く現状

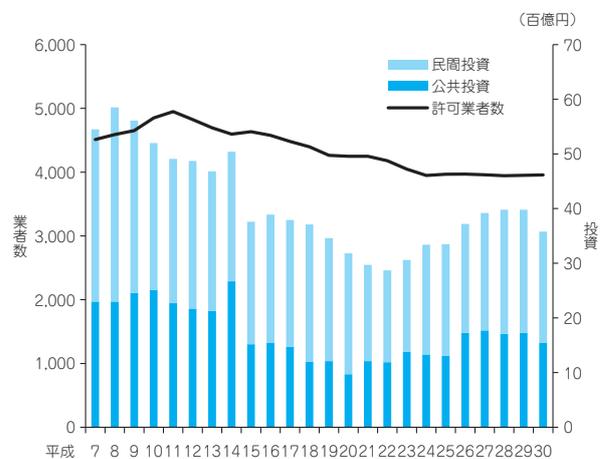
本県の建設投資額は、平成8年度の約5,850億円をピークに平成22年度は約2,870億円（平成8年度比51%減）まで落ち込み、近年は微増の状況で、平成30年度は約3,580億円（平成8年度比39%減）となっている。このような中、本県の建設業許可業者数は、平成11年度の4,950者をピークに近年は微減状態が続き、平成30年度は3,956者（平成11年度比20%減）となっている（図-1、2）。

また、本県の建設業の就業者数は平成14年度の約49,000人から平成29年度には約39,000人（平成14年度比80.0%）と減少している（図-3）。



出典：国土交通省 建設投資額「建設総合統計」（出来高ベース）、許可業者数「建設業許可業者数調査」（各年度末ベース）

図-1 建設投資と建設業許可業者数の推移（全国）



出典：国土交通省 建設投資額「建設総合統計」（出来高ベース）、許可業者数「建設業許可業者数調査」（各年度末ベース）

図-2 建設投資と建設業許可業者数の推移（香川県）

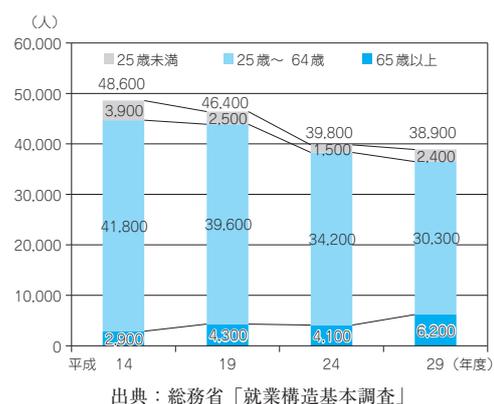


図-3 建設業の年齢別割合の推移（香川県）

平成29年度就業構造基本調査による年齢構成は、50歳以上が約47%を占め、10年後には大半が退職することが予測される一方、34歳以下は約17%であることから、若年入職者の確保・育成が喫緊の課題となっている（図-4）。

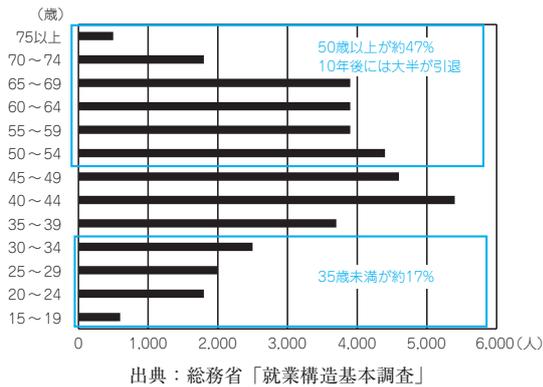
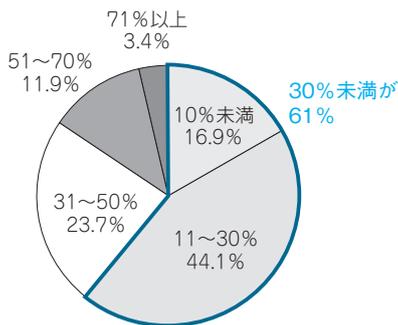


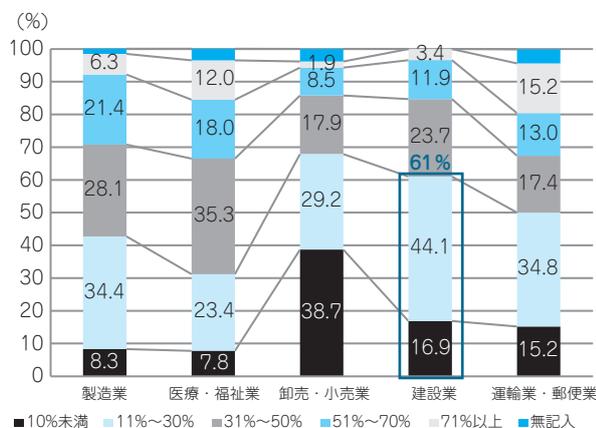
図-4 年代別建設業就業者数 (香川県, 平成 29 年度)

一方、平成 29 年に香川労働局が行った「働き方・休み方改善に向けたアンケート」によると、「2015 年又は 2015 年度における正社員の年次有給休暇の平均取得率」では建設業で 30% 未満が 61% となっており (図-5)、卸売・小売業に次いで取得率が低くなっている (図-6)。



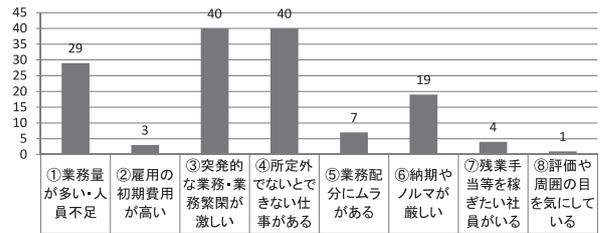
出典：香川労働局
「働き方・休み方改善に向けたアンケート結果」

図-5 正社員の年次有給休暇の平均取得率 (2015 年(度) 香川県・建設業)



出典：香川労働局
「働き方・休み方改善に向けたアンケート結果」

図-6 正社員の年次有給休暇の平均取得率 (2015 年(度) 香川県・業種別)



出典：香川労働局
「働き方・休み方改善に向けたアンケート結果」

図-7 所定外労働が発生する理由 (香川県・建設業)

また、同調査では、建設業における「所定外労働(残業)が発生する理由」として「突発的な業務・繁忙が激しい」、「所定外でないといけない仕事がある」との回答が多くなっている (図-7)。

このような傾向は、本県に限らないものと理解しているが、建設業は地域づくりの担い手であるとともに、大規模災害発生時の復旧活動等にも大きな役割を担っており、県内建設業が安定的かつ持続的に発展できるよう、建設業の担い手の確保・育成に向けて、本県でも国土交通省の施策を参考に、各種施策に取り組んでいる。以下に具体的な取り組みを紹介する。

2. 香川県における建設業の働き方改革への取り組み

(1) 工事の平準化への取り組み

① 債務負担行為の活用

平成 28 年度から、社会資本整備総合交付金事業を対象に早期完成、発注時期等の平準化等を目的として、前年度内に契約を締結し新年度開始の早期から工事着手できるように、ゼロ債務負担行為を設定している (表-1)。

表-1 ゼロ債務負担行為設定の状況

| 設定時期 | 設定額 (千円) | 対象工事 |
|--------------|-----------|----------------------|
| 平成 28 年 11 月 | 200,000 | 護岸工事 |
| 平成 29 年 11 月 | 958,000 | 橋梁下部工事, 護岸工事, 砂防堰堤工事 |
| 平成 30 年 11 月 | 1,231,000 | 橋梁下部工事, 護岸工事, 砂防堰堤工事 |
| 令和 元 年 11 月 | 1,232,000 | 護岸工事, 砂防堰堤工事 |

② 繰越制度の適切な活用

これまで2月議会（最終補正予算）のみで提案していた繰越明許費について、令和元年度から必要な場合に限り、11月議会以降に提案する各補正予算で計上を行った。これにより、補正予算については、当初から年度を跨ぐ適正工期による契約が可能になるとともに、工期延長に伴う変更契約事務が年度末に集中することなく、受注者・発注者ともに契約関連の事務負担が軽減されることとなった。

③ 余裕期間設定工事の試行

平成29年度から、人材・資機材の効率的な活用や円滑な施工体制を確保するために、受注者が契約後、工事の開始日を任意に設定できる余裕期間設定工事（余裕期間最大60日）の試行を、対象工事を拡大しながら実施している（表-2）。

表-2 余裕期間設定工事の試行状況

| 年 度 | 試行件数 | 左記のうち余裕期間活用工事件数 |
|------|------|-----------------|
| 平成29 | 20件 | 11件 |
| 平成30 | 49件 | 33件 |
| 令和元* | 79件 | 49件 |

※令和元年度は令和2年3月16日現在

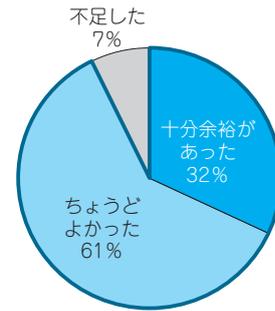
(2) 労働環境の改善への取り組み

建設業における労働環境は他産業に比べて厳しく、若年者が建設業に就職・定職しない理由として、休日の少なさ等の労働環境があげられる。建設現場で働く人々がより快適に働くことができるよう、労働環境の改善に向けた取り組みは非常に重要である。

① 適正な工期の設定

平成29年8月に国土交通省から「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が示されたことを踏まえ、平成30年4月に標準的な工期の改定を行った。

平成30年度に香川県完全週休2日モデル工事に取り組んだ業者を対象としたアンケート結果では、発注時の工期設定について「余裕があった」及び「ちょうどよかった」で93%と良好な感想となっている（図-8）。



出典：平成30年度「香川県完全週休2日モデル工事 試行業者アンケート」

図-8 発注時の工期設定について

適正な工期設定については、現在、中央建設審議会の工期に関する基準の作成に関するワーキンググループで「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂について、新たな工期に関する基準に盛り込むべき事項が検討されており、今後はこれらの状況を注視していきたいと考えている。

② 完全週休2日モデル工事の試行

平成29年度から、工事期間中の土曜日・日曜日を現場閉場とすることを受注者が希望した場合、労務費の補正等を行う「完全週休2日制モデル工事」の試行を順次実施している（表-3）。

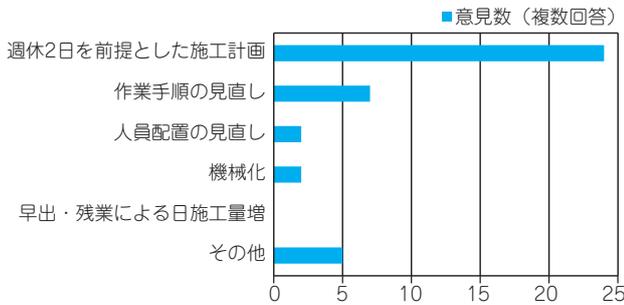
表-3 完全週休2日モデル工事の試行状況

| 年 度 | 試行件数 | 左記のうち完全週休2日を達成した件数 |
|------|------|--------------------|
| 平成29 | 8件 | 8件 |
| 平成30 | 30件 | 27件 |
| 令和元* | 46件 | 24件 |

※令和元年度は令和2年2月20日現在（竣工済26件）

平成30年度の試行では、93%の工事で完全週休2日が達成できており、アンケート調査の結果（図-9）、達成理由として「週休2日を前提とした施工計画」が多数意見であった。また、自由意見として「作業員の休日確保につながる」等のメリットがある一方で、「工程が延伸し経費も増大するので、画一的な導入は難しい」などのデメリットも指摘された。

長時間労働の是正や建設労働者の処遇改善のためには、モデル工事による工事現場単位での取り組みが事業所単位での取り組みに広がっていくよう、建設産業団体、行政機関等が連携を図りながら、それぞれの役割を担っていくことが必要と考える。



出典：平成30年度「香川県完全週休2日モデル工事 試行業者アンケート」

図-9 達成率100%ができた理由

(3) 生産性向上に関する取り組み

① ICT活用工事の試行

平成30年度から概ね1,000 m³以上の土工工事を対象として、受注者が希望した場合、ICT活用を可能とする工事の試行を開始し、平成30年度2件、令和元年度2件（令和2年2月20日現在）で実施している。試行した工事では、ICT活用工事の普及を目的として建設業者及び県職員を対象とした現場見学会を実施しており、これまでに延べ建設業者26社32名、職員10名が参加している（写真-1）。



写真-1 現場見学会の状況

また、令和元年度から、新たに舗装工事における2,000 m²以上の新設路盤工を対象として、土工と同様なICT活用工事の試行を開始し、2件（令和2年2月20日現在）で実施している。

施工者の評価

(◎：著しい効果, ○：期待以上の効果)

【◎】3次元起工測量

- ・現況測量の省力化
- ・施工検討開始時期の早期化
- ・工事関係者への説明等の高度化

【○】3次元設計データ作成

- ・切土量の算出の自動化
- ・3次元設計データ作成作業の効率化

【◎】ICT建設機械による施工

- ・施工の効率化
- ・施工の安全性向上
- ・丁張設置作業の省略・軽減
- ・オペレータへの施工指示作業の省力化

【○】3次元出来形管理等の施工管理

- ・出来形計測作業の効率化



写真-2 第1回香川県ICT活用工事支援連絡協議会の状況（令和2.1.29）

さらに、本県におけるICT活用工事の普及を促進・支援し、建設現場の生産性向上を図るため、国や各業界団体で構成される「香川県ICT活用工事支援連絡協議会」を設置し、第1回協議会を令和2年1月29日に開催したところである（写真-2）。

② 工事書類等の簡素化

受注者、発注者双方における業務の効率化を図るため、工事書類の作成・提出の簡素化を実施している（図-10）。

1. 手続きの簡略化、重複書類の削減等

運用の見直しや策定により、書類・手続きの削減を図るもの

| 簡素化項目 | 内容 |
|---------------|--|
| ①施工計画書 | 軽微な変更(工期・数量のみ)は 不要 施工体系図 不要 → 変更回数削減 |
| ②下請関係書類 | 下請通知書、施工体制台帳、施工体系図の 提出窓口統一 と 添付書類簡素化 |
| ③電子納品と紙面の二重提出 | 二重提出の廃止 納品・検査方法は 受注者が選択 |
| ④竣工検査時の状況写真 | 検査写真の提出不要 (補修箇所除く) |
| ⑤実工程表 | 工事履行報告書提出により 省略可 |
| ⑥工事打合簿の添付書類 | 施工時のみ必要な書類(交通誘導員の資格者証、埋設物確認など)は 工事打合簿の鑑のみで添付資料省略可 |

2. 原本等による提示*確認の適用範囲拡大

共通仕様書等に基づき、提出から提示*へ切り替えを図るもの

| 提示書類とする項目 | 内容 |
|-----------|---------------------------------|
| ①安全管理関係書類 | 安全教育、KY活動、新規入場者教育、仮設備や重機の点検記録など |
| ②建退共の受払簿 | 受払簿などの実績確認用の資料(建退共香川県支部様式1、2など) |
| ③納品書、伝票類 | 納品伝票、交通誘導員の伝票など |
| ④コリンズ登録確認 | 登録後の印刷提出不要(登録報告をメール等で可とする) |

*提示…検査時等に**原本等**で確認する書類(提出書類とは別冊とし、検査後に返却)

3. 改正又は新たに策定する運用等について

改正・策定する事項とその概要

- 「**施工計画書の手引き**」の改訂
 - 【主な改定点】
 - ・**軽微な変更は変更施工計画書の作成不要**
 - ・施工体系図の記載を不要とし、下請変更による**変更施工計画書作成回数削減**
 - ・「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準及び規格値」等に基づく様式等の修正
 - ・重複する記載例や分かりにくい表記の修正
- 下請関係書類の作成・提出の運用策定**
 - ・これまで提出先が異なり、添付書類が重複するなどしていた以下の書類について、**提出窓口の統一**により、**簡略化と書類削減**を図る
 - 下請通知書
 - 施工体制台帳
 - 施工体系図
 ⇒**執行担当者へ提出**
 - ・**受注者は竣工時に改めて提出する必要なし**
- 電子検査について**
 - ・電子媒体と紙面書類の**二重提出廃止**に伴い、電子納品された成果品の**検査方法の確立**
 - ・電子納品か紙面提出かは**受注者が選択**する
- 「**土木工事主要作成書類一覧表**」策定
 - ・作成書類の**根拠法令・基準の明示**
 - ・作成書類の**区分・提出先の明示**
 - ・竣工時に**提出・提示する書類の分類**
 - ・作成書類の**様式・記載例のHP掲載**
 ⇒**明確化**

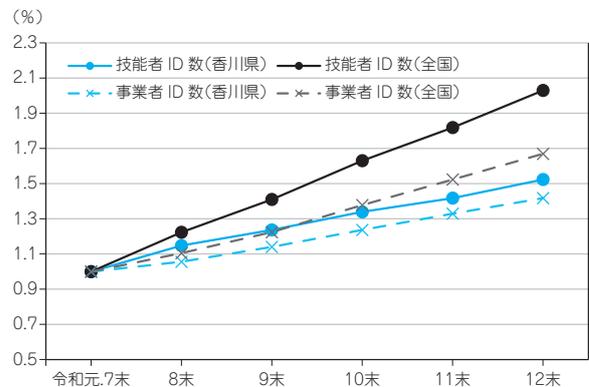
図-10 土木工事における工事書類の簡素化について

(4) 人材確保への取り組み

本県の建設産業においては、労働者の高齢化や若年労働者の不足が進んでおり、このままでは将来にわたる社会資本の整備や維持管理、品質確保、防災・減災対策などに支障が生じることが懸念されている。そこで、官民が共通認識のもと、一体となって、若年者の人材確保や育成、その定着に向け、より効率的な対策を講じていくことが必要となっている。

① 給与や社会保険に関する取り組み

平成31年4月から運用が開始された国の建設キャリアアップシステムは、技能労働者の処遇改善が図られる環境を整備し、将来にわたり担い手を確保しようとするものである。本県の登録状況は、令和元年12月末現在で、事業者登録が353社、技能者登録が2,284人であり、着実に増加しているものの、増加率は全国と比較して小さいことから、今後ともシステムへの登録が進むよう、制度のより一層の周知に努めていきたいと考えている(図-11)。



出典：一般財団法人建設業振興基金 HP

図-11 建設キャリアアップシステムの登録数増加率

また、社会保険の未加入対策については、平成27年度から、元請業者に対し下請代金額が3,000万円以上の工事について、原則として社会保険未加入業者との下請け契約を禁止したほか、平成30年度から全ての工事において社会保険未加入業者との下請け契約を禁止したところである。

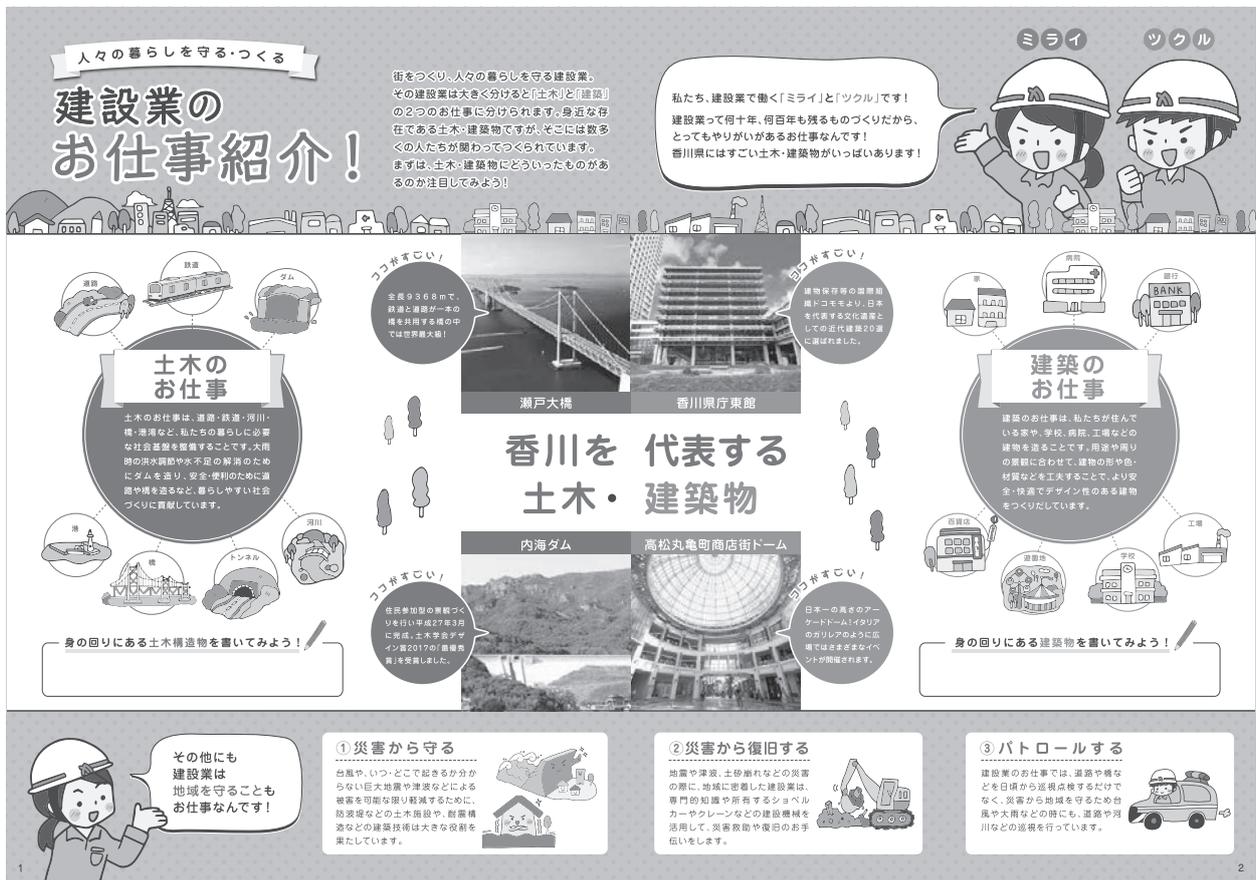
さらに、令和元年10月から契約締結時において、請負金額に占める法定福利費の内訳明示を義務付けている。

② 職場の安全管理の推進

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）」に基づき、県内での建設工事従事者の安全及び健康の確保を目的として、「適正な請負代金の額，工期等の設定」，「設計，施工等の各段階における措置」，「建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上」，「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上等」を基本方針とした「香川県建設工事従事者安全確保推進計画」を平成 31 年 3 月に策定した。

③ 建設産業への理解や関心の向上等

建設業の魅力を発信し，若者に建設業への興味・関心を高めてもらい，若年技術者の確保を図るため，パンフレット「かがわ建設業図鑑」（図－12）の制作，「建設現場等体験会」（写真－3，4）の実施，さらに，県内の特色あるインフラ施設等を紹介するパンフレット「かがわインふらっと」（図－13）の制作など様々な取り組みを通して，建設産業の理解や関心の向上を図っている。



図－12 かがわ建設業図鑑

